【トピックス】令和2年12月24日 大阪労働局職業安定部職業対策課 06-4790-6311

「大阪労働局YouTubeチャンネル」に 「改正高年齢者雇用安定法」についての 音声解説付き動画を配信しました!

人生100年時代を迎える中、働く意欲がある高年齢者がその能力を発揮できるよう、高年齢者の活躍の場を整備するため、70歳までの就業確保措置の努力義務が設けられました(令和3年4月1日施行)。事業主の皆様に改正高年齢者雇用安定法の柱である高年齢者就業確保措置の内容についての理解を深めていただくことを目的とし、音声解説付き動画を作成いたしましたので、ぜひご活用ください。

YouTube動画URL: https://youtu.be/vyAGdfl-wFc

高年齢者就業確保措置について

<対象となる事業主>

- ・定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- ・65歳までの継続雇用制度(70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。)を 導入している事業主

<対象となる措置>

<u>次の①~⑤の**いずれか**の措置(高年齢者就業確保措置)を講じるよう努め</u>る必要があります。

- ① 70歳までの定年引き上げ
- ② 定年制の廃止
- ③ 70歳までの継続雇用制度(再雇用制度・勤務延長制度)の導入 ※特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む
- ④ 70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤ 70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
 - a.事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b.事業主が委託、出資(資金提供)等する団体が行う社会貢献事業
- ※ <u>④、⑤については過半数組合等の同意を得た上で</u>、措置を導入する必要があります(労働者の過半数を 代表する労働組合がある場合にはその労働組合、そして労働者の過半数を代表する労働組合がない場合に は労働者の過半数を代表する者の同意が必要です。)。
 - ※ ③~⑤では、事業主が講じる措置について、対象者を限定する基準を設けることができますが、 その場合は過半数労働組合等との同意を得ることが望ましいです。
 - ※ 高年齢者雇用安定法における「社会貢献事業」とは、不特定かつ多数の者の利益に資することを 目的とした事業のことです。「社会貢献事業」に該当するかどうかは、事業の性質や内容等を勘案 して個別に判断されることになります。